

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設 に対する立入検査

横山新紀 石井克巳 堀本泰秀 井上智博 内藤季和 渡邊剛久 市川有二郎* 大木誠吾
(*千葉県環境生活部大気保全課)

1 はじめに

大気汚染防止法が1968年に制定されて以来、大気汚染を防止するために様々な施策がとられてきた。その一環として、工場等からの排出ガス「ばい煙」に対する排出規制がある。大規模な臨海工業地帯を抱え、工業生産活動の活発な千葉県においては特に重要な施策で、県ではこの排出規制遵守の確認のための事業者に対する立入検査を行い「ばい煙測定」を行っている。当センターは測定の部分を担っており、排出基準超過などが判明した場合には、事業者に対し法に基づく改善勧告などの措置や行政指導等が行われる。

「ばい煙測定」を行うには、専用の測定装置・器具が必要であり、当センターではこれらを全て装備した「ばい煙測定車」を使用する(写真1, 2)。一方、煙道では写真3のように測定孔を開けて排ガス採取管などを取り付け、「ばい煙測定車」と接続させて排ガス採取を行う。なお揮発性有機化合物排出施設の測定は、写真4, 5のとおり密閉した箱の中に入れた採取袋に、排出施設の排気塔などから吸引したガスを採取する。

2 結果

2017年度、ばい煙発生施設に対する立入検査は10事業所10施設で実施した。結果概要を表1に示す。廃棄物焼却炉5施設、ボイラー5施設の測定を実施し、全ての施設で排出基準値を満たした。揮発性有機化合物排出施設に対する立入検査は4事業所5施設について実施した。結果概要は表2に示す。塗装施設の用に供する乾燥施設1施設、粘着テープ等製造の接着に供する乾燥施設2施設、吹き付け塗装施設1施設、工業製品の洗浄施設1施設の測定を行い、全ての施設で排出基準を満たした。

表1 2017年度ばい煙発生施設立入検査結果

対象施設名	ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		塩化水素		ガス分析		煙道条件				適否	備考
	換算濃度 (g/m^3)	排出量 (kg/h)	換算濃度 (ppm)	排出量 ($\text{m}^3/\text{N}/\text{h}$)	濃度 (ppm)	排出量 ($\text{m}^3/\text{N}/\text{h}$)	濃度 (mg/m^3)	排出量 (kg/h)	CO_2 (%)	O_2 (%)	水分 (%)	温度 ($^{\circ}\text{C}$)	湿りガス ($\text{m}^3/\text{N}/\text{h}$)	乾きガス ($\text{m}^3/\text{N}/\text{h}$)		
ボイラー1	0.008	0.5	100	7.5	21	1.6			12.1	5.5	13.4	146	90,000	78,000	適	
廃棄物焼却炉1	※1	< 0.06	94	1	1.1	0.013	5.7	0.066	7.5	12.3	36	143	19,000	12,000	適	
ボイラー2	0.01	0.6	55	2.8	28	1.5			12.6	7.3	17.3	155	68,000	56,000	適	
廃棄物焼却炉2	※1	< 0.1	120	2.9	※1	< 0.024	1.4	0.033	7.1	12.4	21.5	62	30,000	24,000	適	
廃棄物焼却炉3	※1	< 0.08	150	2.1	※1	< 0.016	5.5	0.075	6.2	14.4	25	163	22,000	16,000	適	
廃棄物焼却炉4	※1	< 0.02	77	0.2	19	0.062	5.6	0.014	5.5	13.9	5.1	113	3,500	3,300	適	
ボイラー3	※1	< 0.4	62	3.6	86	6.3			9.8	8.9	6.1	149	79,000	74,000	適	
廃棄物焼却炉5	※1	< 0.1	41	0.69	2	0.058	7.4	0.12	4	14.6	22.8	153	38,000	29,000	適	
ボイラー4	※1	< 0.9	21	3.7	2	0.34			15.2	5	16.9	170	200,000	170,000	適	
ボイラー5	※1	< 0.1	140	2.8	43	0.86			14.6	4.7	15.5	155	24,000	20,000	適	

※1 定量下限値未満



写真1 ばい煙測定車



写真2 ばい煙測定車内の様々な測定機器



写真3 煙道の測定の様子（ばい煙）



写真4 排気塔からガスを吸引



写真5 揮発性有機化合物採取用箱（採取袋入り）

表2 2017年度揮発性有機化合物立入検査結果

事業所名	施設名	施設種類	測定値 (ppmC)	基準値 (ppmC)	適否
A事業所	塗装施設の用に供する乾燥施設1	3	30	1000	適
B事業所	粘着テープ等製造の接着の用に供する乾燥施設1	4	300	1400	適
B事業所	粘着テープ等製造の接着の用に供する乾燥施設2	4	11	1400	適
C事業所	吹き付け塗装施設1	2	87	700	適
D事業所	工業製品の洗浄施設1	8	28	400	適

(参考 揮発性有機化合物排出施設種類)

項	施設の種類
1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設
2	塗装施設(吹付塗装に限る)
3	塗装施設の用に供する乾燥施設
4	印刷回路用鋼張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
5	接着の用に供する乾燥施設
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る)
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る)
8	工業製品の洗浄施設
9	揮発性有機化合物の貯蔵タンク

